



## ■永久抹消登録について

自動車の解体をした場合の手続きです。

ご不明な点がございましたら山形ナンバーの車両については(TEL:050-5540-2013)へ  
庄内ナンバーの車両については(050-5540-2014)へお問い合わせください。

## ■必要書類

- ①自動車検査証(車検証)
- ②ナンバープレート
- ③所有者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内)
- ④所有者の委任状(実印が押印されているもの、所有者本人が申請に来る場合は実印を持参)
- ⑤その他証明書(所有者の住所・氏名または名称に変更がない場合は不要)

※車検証上の住所・氏名または名称が印鑑証明書と相違する場合は、つながりを証明する書類が必要です。  
個人の場合は住民票・戸籍謄(抄)本、法人の場合は商業登記簿謄(抄)本等

### 【その他】

- ⑥申請書(OCRシート第3の3号様式)

解体に関わる移動報告番号と解体報告記録日の記入が必須です。

移動報告番号と解体報告記録日は、解体を依頼した業者に確認するか、[自動車リサイクルシステム\(外部HP\)](#)  
の「使用済自動車処理状況検索」で確認できます。

### 【費用】

手数料 無料

### 【重量税還付申請を同時にする場合】 → [重量税還付制度について](#)

自動車検査証の有効期間が1ヶ月以上残っている場合は、自動車重量税の還付を受けることができます。

- ⑦還付申請の委任状(所有者の記名がされているもの、所有者本人が申請に来る場合は申請書に記名)
- ⑧代理受領の委任状(所有者の記名が必要)※所有者以外の方が還付金を受領する場合のみ

※還付申請をする場合、還付を受ける方の連絡先、口座番号、口座の支店名が必須になるため  
必ず確認の上、申請書に記載をお願い致します。

永久抹消登録に関するお問合せ先

登録部門 TEL:023-686-4711(ガイダンスの後に「1」をプッシュ)

窓口受付時間(土日祝日を除く) 午前8:45~12:00 午後13:00~16:00